

旭川市社会福祉事業振興補助金について

旭川市では、社会福祉事業を行っている法人等に、施設や設備の改修・修繕や、備品の購入・修繕に係る経費を対象に補助を行っています。

寄附金を財源としており、他の制度に比べ補助金額は高くありませんが、小規模な修繕や備品購入などに適した補助金です。

(社会福祉事業とは、「社会福祉法第2条に定める社会福祉事業」を指します。)

補助の内容

次の①又は②の経費について、2分の1を上限として予算の範囲内で決定します。

(一団体の申請につき、いずれかの申請となります。)

- ① 施設や設備の設置、改修、修繕に要する経費で、10万円以上100万円以下のもの
- ② 備品の購入、修繕に要する経費で、5万円以上50万円以下のもの

これまでの主な補助実績



区 分	補助内容	全体の経費	補助額
設備の設置	エアコンの設置	990,000円	495,000円
設備の設置	雪止めフェンスの設置	970,200円	485,100円
設備の修繕	見守りカメラの設置	805,750円	402,875円
設備の修繕	遊具の整備	734,800円	367,400円
備品の購入	耕運機の購入	315,350円	149,479円

申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書(指定の様式)
- ・ 事業計画書(指定の様式)
- ・ 補助金交付申請額算出調書(指定の様式)
- ・ 事業予算書(指定の様式)
- ・ 申請法人の本年度予算書の写し
- ・ 申請法人の前年度決算書の写し(財務諸表含む)
- ・ 見積書の写し
- ・ 現況写真、関係図面、購入品のパンフレット等



※令和7年度より様式が一部変更になります。最新の様式を使用してください。

指定の様式は、4月1日以降に旭川市ホームページ「社会福祉事業振興補助事業」からダウンロードしてください。

令和7年度のスケジュール予定

申請の募集	4月15日～6月2日
市で選定委員会を開催し審査	7月上旬
市から補助金交付決定通知	7月下旬
補助事業の実績報告書を市に提出	各事業完了後速やかに
補助金の支払い	各事業の実績報告書提出後

申請にあたって留意事項

- ・ 補助事業の着手は、補助金交付決定の通知(7月下旬予定)後となります。
- ・ 予算の範囲内での補助となりますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 消費税仕入控除額が明らかな場合は、その額を減額して申請してください。
- ・ 不明な点があれば、問合せ先まで御連絡ください。